碧南市水防計画　新旧対照表

<table>
<tr><th>ページ・項</th><th>変更前（令和４年度）</th><th>変更後（令和５年度）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>目次</td><td>第九章　水位情報の周知
（略）
第二節　水位情報の周知を行う河川（追加）・海岸及びその区域
（略）</td><td>第九章　水位情報の周知
（略）
第二節　水位情報の周知を行う河川・公共下水道等・海岸及びその区域
（略）</td><td>県計画の記載に合わせ修正</td></tr>
<tr><td>P. 9
第２章
第２節</td><td>
第二節　水防管理団体
１　水防管理団体の組織
市は法第３条、第５条の定めるところにより、水防体制を確立し、水防団（消防団）を整備する。水防団（消防団）の組織編制及び分隊区域は以下のとおり。
（1）碧南市消防団編成表　（単位：人）
<table>
<tr><th rowspan="3">団名</th><th rowspan="3">本部
分団名
分隊名</th><th colspan="13">定員</th><th rowspan="3">計</th></tr>
<tr><th colspan="6">消防団</th><th colspan="6">予備隊</th></tr>
<tr><th>団員</th><th>副団長</th><th>分団長</th><th>副分団長</th><th>班長</th><th>隊員</th><th>隊長</th><th>副隊長</th><th>分隊長</th><th>副分隊長</th><th>班長</th><th>隊員</th></tr>
<tr><td colspan="2">本部</td><td>1</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>4</td></tr>
<tr><td rowspan="6">碧南市消防団</td><td rowspan="5">分団</td><td>第１分団</td><td></td><td></td><td>1</td><td>2
2</td><td>3
3</td><td>18
16</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>24
22</td></tr>
<tr><td>第２分団</td><td></td><td></td><td>1</td><td>2
2</td><td>3
3</td><td>18
16</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>24
22</td></tr>
<tr><td>第３分団</td><td></td><td></td><td>1</td><td>2
2</td><td>3
3</td><td>18
16</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>24
22</td></tr>
<tr><td>第５分団</td><td></td><td></td><td>1</td><td>2
2</td><td>3
3</td><td>18
16</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>24
22</td></tr>
<tr><td>第６分団</td><td></td><td></td><td>1</td><td>2
2</td><td>3
3</td><td>18
16</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>24
22</td></tr>
<tr><td rowspan="5">分隊</td><td>第１分隊</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>1
1</td><td>2
2</td><td>16
15</td><td>20
19</td></tr>
<tr><td>第２分隊</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>1
1</td><td>2
2</td><td>16
15</td><td>20
19</td></tr>
<tr><td>第３分隊</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>1
1</td><td>2
2</td><td>16
15</td><td>20
19</td></tr>
<tr><td>第５分隊</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>1
1</td><td>2
2</td><td>16
15</td><td>20
19</td></tr>
<tr><td>第６分隊</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>1
1</td><td>2
2</td><td>16
15</td><td>20
19</td></tr>
<tr><td colspan="2">合計</td><td>1</td><td>1</td><td>5</td><td>10
10</td><td>15
15</td><td>90
80</td><td>1</td><td>1</td><td>5</td><td>5
5</td><td>10
10</td><td>80
75</td><td>224
209</td></tr>
</table>
※　副隊長はいずれかの分隊長を兼務する。
※　下段は令和５年４月以降の定員数
</td><td>
第二節　水防管理団体
１　水防管理団体の組織
市は法第３条、第５条の定めるところにより、水防体制を確立し、水防団（消防団）を整備する。水防団（消防団）の組織編制及び分隊区域は以下のとおり。
（1）碧南市消防団編成表　（単位：人）
<table>
<tr><th rowspan="3">団名</th><th rowspan="3">本部
分団名
分隊名</th><th colspan="13">定員</th><th rowspan="3">計</th></tr>
<tr><th colspan="6">消防団</th><th colspan="6">予備隊</th></tr>
<tr><th>団員</th><th>副団長</th><th>分団長</th><th>副分団長</th><th>班長</th><th>隊員</th><th>隊長</th><th>副隊長</th><th>分隊長</th><th>副分隊長</th><th>班長</th><th>隊員</th></tr>
<tr><td colspan="2">本部</td><td>1</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>4</td></tr>
<tr><td rowspan="6">碧南市消防団</td><td rowspan="5">分団</td><td>第１分団</td><td></td><td></td><td>1</td><td>2
2</td><td>3
3</td><td>16
15</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>22
21</td></tr>
<tr><td>第２分団</td><td></td><td></td><td>1</td><td>2
2</td><td>3
3</td><td>16
15</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>22
21</td></tr>
<tr><td>第３分団</td><td></td><td></td><td>1</td><td>2
2</td><td>3
3</td><td>16
15</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>22
21</td></tr>
<tr><td>第５分団</td><td></td><td></td><td>1</td><td>2
2</td><td>3
3</td><td>16
15</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>22
21</td></tr>
<tr><td>第６分団</td><td></td><td></td><td>1</td><td>2
2</td><td>3
3</td><td>16
15</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>22
21</td></tr>
<tr><td rowspan="5">分隊</td><td>第１分隊</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>1
1</td><td>2
2</td><td>15
13</td><td>19
17</td></tr>
<tr><td>第２分隊</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>1
1</td><td>2
2</td><td>15
13</td><td>19
17</td></tr>
<tr><td>第３分隊</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>1
1</td><td>2
2</td><td>15
13</td><td>19
17</td></tr>
<tr><td>第５分隊</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>1
1</td><td>2
2</td><td>15
13</td><td>19
17</td></tr>
<tr><td>第６分隊</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>1
1</td><td>2
2</td><td>15
13</td><td>19
17</td></tr>
<tr><td colspan="2">合計</td><td>1</td><td>1</td><td>5</td><td>10
10</td><td>15
15</td><td>80
75</td><td>1</td><td>1</td><td>5</td><td>5
5</td><td>10
10</td><td>75
65</td><td>209
194</td></tr>
</table>
※　副隊長はいずれかの分隊長を兼務する。
※　下段は令和６年４月以降の定員数
</td><td>碧南市各部局における活動の反映等（情報の更新等）</td></tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>P. 18
第５章
第１節</td>
<td>参考図
<table><tr><td>重要度
種別</td><td>A</td><td>B</td><td>C</td><td>備考</td></tr><tr><td rowspan="2">堤防高</td><td>河川一般部
（略）
（略）</td><td>（略）
h<H×(1/5～1/2)</td><td>（略）
h≧H×1/2～h<H</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="5">（略）</td></tr></table>
第二節　重要工作物
（略）
◆資料編（資料７）重要工作物及び管理者一覧表
（追加）</td>
<td>参考図
<table><tr><td>重要度
種別</td><td>A</td><td>B</td><td>C</td><td>備考</td></tr><tr><td rowspan="2">堤防高</td><td>河川一般部
（略）
（略）</td><td>（略）
H×1/5<h<H×1/2</td><td>（略）
H×1/2≦h<H</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="5">（略）</td></tr></table>
第二節　重要工作物
（略）
◆資料編（資料７）重要工作物及び管理者一覧表
◆資料編（資料９）重要工作物位置図</td>
<td>県計画の記載に合わせ修正

碧南市各部局における活動の反映等（情報の更新等）</td>
</tr>
<tr>
<td>P. 20-29
第６章
第１節</td>
<td>（略）
(9) 気象情報
イ　「記録的短時間大雨情報」（気象庁発表）…愛知県内で、大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル（追加）の「~~非常に~~危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、「キキクル（~~警報の~~危険度分布）で確認する必要がある。愛知県の雨量による発表基準は、１時間雨量１００ｍｍ以上の降水が観測又は解析されたときである。</td>
<td>（略）
(9) 気象情報
イ　「記録的短時間大雨情報」（気象庁発表）…愛知県内で、大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル（危険度分布）の「（削除）危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、「キキクル（（削除）危険度分布）で確認する必要がある。愛知県の雨量による発表基準は、１時間雨量１００ｍｍ以上の降水が観測又は解析されたときである。</td>
<td>県計画の記載に合わせ修正（気象庁内規の改定）</td>
</tr>
</table>

	（略） エ　「竜巻注意情報」（気象庁発表）…積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、~~雷注意報が発表されている状況下において~~竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、気象庁から愛知県西部と愛知県東部を発表区域として発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 　また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、気象庁から愛知県西部と愛知県東部を発表区域として発表される。 　この情報の有効期間は、発表からおおむね１時間である。 オ　「早期注意情報（警報級の可能性）」…５日先までの警報級の現象の可能性が［高］、［中］２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（愛知県は東部と西部）で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と 同じ発表単位（愛知県）で発表される。大雨（追加）に関して、５日先までの期間に［高］又は［中］が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。 （略）	（略） エ　「竜巻注意情報」（気象庁発表）…積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、（削除）竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、気象庁から愛知県西部と愛知県東部を発表区域として発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 　また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、気象庁から愛知県西部と愛知県東部を発表区域として発表される。 　この情報の有効期間は、発表からおおむね１時間である。 オ　「早期注意情報（警報級の可能性）」…５日先までの警報級の現象の可能性が［高］、［中］２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（愛知県は東部と西部）で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と 同じ発表単位（愛知県）で発表される。大雨、高潮に関して、５日先までの期間に［高］又は［中］が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。 （略）	

種類	概　　要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害の危険度分布）~~（土砂災害警戒判定メッシュ情報））~~ ~~※~~	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で　１ｋｍ　四方の領域（メッシュ）ごとに５段階に色分けして示す情報。土壌雨量指数等の２時間先までの土壌雨量指数等の２時間先までの予測値を用いて危険度を表示する。常時１０分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、どこで危険度が高まっているかを面的に確認することができる。 （追加） ・「~~非常に~~危険」（うす紫）：危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１ｋｍ四方の領域（メッシュ）ごとに５段階に色分けして示す情報。１１時間先までの表面雨量指数の予測値を用いて常時１０分ごとに更新しており、大雨警

種類	概　　要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害の危険度分布）（削除）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で　１ｋｍ　四方の領域（メッシュ）ごとに５段階に色分けして示す情報。土壌雨量指数等の２時間先までの土壌雨量指数等の２時間先までの予測値を用いて危険度を表示する。常時１０分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、どこで危険度が高まっているかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。 ・「（削除）危険」（紫）：危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１ｋｍ四方の領域（メッシュ）ごとに５段階に色分けして示す情報。１１時間先までの表面雨量指数の予測値を用いて常時１０分ごとに更新しており、大雨警

	険度分布）	報（浸水害）等が発表されたときには、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 （追加）	険度分布）	報（浸水害）等が発表されたときには、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。	
	洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１ｋｍごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測値を用いて常時１０分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときには、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 （追加） ・「~~非常に~~危険」（うす紫）：危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。	洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１ｋｍごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測値を用いて常時１０分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときには、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。 ・「（削除）危険」（紫）：危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。	
	~~※「極めて危険」（濃い紫）：警戒レベル５緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用~~ （略）		（削除） （略）		

（別表２）洪水警報基準

市町村等をまとめた地域	市町村名	指定河川洪水予報による基準	流域雨量指数基準	複合基準
西三河南部	碧南市	矢作川［岩津･米津］	蜆川流域=10.5，長田川流域=10.6	蜆川流域=（10、10），長田川流域=（18，5.7）

（略）

（別表４）洪水注意報基準

市町村等をまとめた地域	市町村名	指定河川洪水予報による基準	流域雨量指数基準	複合基準
西三河南部	碧南市	矢作川［米津］	蜆川流域=8.4，長田川流域=8.4	蜆川流域=（6，8），長田川流域=（10，5.1）

（略）

（別表７）大雨・高潮特別警報基準

現象の種類	特別警報の基準	特別警報の指標	碧南市における５０年に一度の値
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一	「数十年に一度」の現象に相当する指標は以下に記載する。 大雨特別警報（警戒レベル５相当）の指標 ~~確率値を用いた場合（浸水害）~~ ~~1　以下①又は②いずれかを満たすと予想され、か~~	48 時間雨量=428mm 3 時間雨量

（別表２）洪水警報基準

市町村等をまとめた地域	市町村名	指定河川洪水予報による基準	流域雨量指数基準	複合基準
西三河南部	碧南市	矢作川［岩津･米津］	蜆川流域=10.5，長田川流域=10.4	蜆川流域=（10，10.1），長田川流域=（18，5.7）

（略）

（別表４）洪水注意報基準

市町村等をまとめた地域	市町村名	指定河川洪水予報による基準	流域雨量指数基準	複合基準
西三河南部	碧南市	矢作川［米津］	蜆川流域=8.4，長田川流域=8.3	蜆川流域=（6，8），長田川流域=（6，5.1）

（略）

（別表７）大雨・高潮特別警報基準

現象の種類	特別警報の基準	特別警報の指標	碧南市における５０年に一度の値
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一	「数十年に一度」の現象に相当する指標は以下に記載する。 大雨特別警報（警戒レベル５相当）の指標 （削除）	48 時間雨量=422mm 3 時間雨量

警報等の発表基準の変更

		地面現象（大雨特別警報（土砂災害））	度の降雨量となる大雨が予想される場合	~~つ、さらに雨が降り続くと予想される地域の中で、浸水キキクル（危険度分布）又は洪水キキクル（危険度分布）で５段階のうち最大の危険度が出現している市町村等に大雨特別警報（浸水害）を発表する。~~ ~~①　４８時間降水量及び土壌雨量指数※21において、５０年に一度の値を超過した５ｋｍ格子が、共に５０格子以上まとまって出現。~~ ~~②　３時間降水量及び土壌雨量指数※21において、５０年に一度の値を超過した５ｋｍ格子が、共に１０格子以上まとまって出現（ただし、３時間降水量が１５０ｍｍ※2以上となった格子のみをカウント対象とする）。~~ 指数を用いた場合（土砂災害） 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数※1の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる１km 格子が概ね１０格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨※3がさらに降り続くと予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表する。 （追加）	=169mm 土壌雨量指数=265 ※特別警報は50年に一度の値を超過する領域が府県予報区程度の広がりをもつ現象を対象としているため、碧南市が上記の値を超えることのみで特別警報は発表されることはない。		地面現象（大雨特別警報（土砂災害））	度の降雨量となる大雨が予想される場合	大雨特別警報（土砂災害）の場合 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数※1の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる１km 格子が概ね１０格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨※4がさらに降り続くと予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表する。 大雨特別警報（浸水害）の場合 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨※4がさらに降り続くと予想される市町村等に大雨特別警報（浸水害）を発表する。 ①表面雨量指数※2として定める基準値以上となる１km 格子が概ね30格子以上まとまって出現。	=168mm 土壌雨量指数=263 ※特別警報は50年に一度の値を超過する領域が府県予報区程度の広がりをもつ現象を対象としているため、碧南市が上記の値を超えることのみで特別警報は発表されることはない。	

				※１　土壌雨量指数：降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを数値化したもの。 ※２　３時間降水量１５０ｍｍ：１時間５０ｍｍの雨（滝のようにゴーゴー降る、非常に激しい雨）が３時間続くことに相当。 （追加） ※３　激しい雨：１時間に概ね３０ｍｍ以上の雨。 ２　「伊勢湾台風」級（中心気圧９３０ｈｐａ以下、風速５０ｍ／ｓ以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合（ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧９１０ｈｐａ以下又は最大風速６０ｍ／ｓ以上）に、大雨特別警報を発表する。						②流域雨量指数※3 として定める基準値以上となる１km 格子が概ね 20 格子以上まとまって出現。 ※１　土壌雨量指数：降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。 ※２　表面雨量指数：降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを数値化したもの。 ※３　流域雨量指数：降った雨水が地表面や地中を通って時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数 ※４　激しい雨：１時間に概ね３０ｍｍ以上の雨。 ２　「伊勢湾台風」級（中心気圧９３０ｈｐａ以下、風速５０ｍ／ｓ以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合（ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧９１０ｈｐａ以下又は最大風速６０ｍ／ｓ以上）に、大雨特別警報を発表する。		
		高潮特別警報	数十年に一度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合	「伊勢湾台風」級（中心気圧９３０ｈｐａ以下、風速５０ｍ／ｓ以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する※。 ・　高潮特別警報の指標 「伊勢湾台風」級（中心気圧９３０ｈｐａ以下又は最大風速５０ｍ／ｓ以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する※。 ※台風については、指標の中心気圧又は最大風速を保ったまま中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における高潮警報を特別警報として発表する。温帯低気圧については、指標の			高潮特別警報	数十年に一度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合	「伊勢湾台風」級（中心気圧９３０ｈｐａ以下、風速５０ｍ／ｓ以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する※。 ・　高潮特別警報の指標 「伊勢湾台風」級（中心気圧９３０ｈｐａ以下又は最大風速５０ｍ／ｓ以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する※。 ※台風については、指標の中心気圧又は最大風速を保ったまま中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における高潮警報を特別警報として発表する。温帯低気圧については、指標の		

			最大風速と同程度の風速が予想される地域における高潮警報を特別警報として発表する。				最大風速と同程度の風速が予想される地域における高潮警報を特別警報として発表する。	
	「発表にあたっては、降水量、台風の中心気圧などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標（発表条件）を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をする。」 （略） ２　津波警報等の種類・内容等（気象庁発表） 伊勢・三河湾及び愛知県外海の各津波予報区に対しては、気象庁から津波警報・注意報、津波予報・津波情報が発表される。 （1）大津波警報、津波警報、津波注意報 ア　大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等 気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約３分（一部の地震※については約２分）を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下、これらを「津波警報等」という）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については津波特別警報に位置づけられる。 津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は５段階の数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が８を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時					「過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、台風の中心気圧などに関する客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて発表を判断する。」 （略） ２　津波警報等の種類・内容等（気象庁発表） 伊勢・三河湾及び愛知県外海の各津波予報区に対しては、気象庁から津波警報・注意報、津波予報・津波情報が発表される。 （1）大津波警報、津波警報、津波注意報 ア　大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等 気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約３分（一部の地震※については約２分）を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下、これらを「津波警報等」という）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については特別警報に位置づけられる。 津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は５段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード８を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警	

	点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合は、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。 ※　日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震 （略） イ　津波警報等の留意事項等 ・　沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。 ・　津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合がある。 ・　津波による災害の恐れがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。 （追加）	報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合は、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。 ※　日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震 （略） イ　津波警報等の留意事項等 ・　沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。 ・　津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合がある。 ・　津波による災害の恐れがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。 ・　どのような津波であれ、危険な地域から一刻も早い避難が必要であることから、市は、高齢者等避難	

	（略） （2）津波情報 （略） ~~（※２）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について~~ ~~・　沖合で観測された津波の第１波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第１波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定される高さ）を津波予報区単位で発表する。~~ ~~・　最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）及び「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。~~ ~~・　沿岸からの距離が１００ｋｍを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができている他の観測点で観測値や推定値が~~	は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。 ・　大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。 （略） （2）津波情報 （略） （削除）	

~~数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。~~

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

発表中の警報・注意報	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報	１ｍ超	数値で発表
	１ｍ以下	「観測中」と発表
津波警報	０．２ｍ以上	数値で発表
	０．２ｍ未満	「観測中」と発表
津波注意報	（すべての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」）

（追加）

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

発表中の警報・注意報	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報	１ｍ超	数値で発表
	１ｍ以下	「観測中」と発表
津波警報	０．２ｍ以上	数値で発表
	０．２ｍ未満	「観測中」と発表
津波注意報	（すべての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」）

（※２）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

・　沖合で観測された津波の第１波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第１波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定される高さ）を津波予報区単位で発表する。

・　最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）及び「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

・　沿岸からの距離が１００ｋｍを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区

<table>
<tr>
<td></td>
<td>
(略)
イ　津波情報の留意事項等
(ｱ)津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
・　津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては１時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
(略)

(3)　津波予報
(略)
津波予報の発表基準と発表内容
<table>
<tr><th></th><th>発表基準</th><th>発表内容</th></tr>
<tr><td rowspan="3">津波予報</td><td>津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）</td><td>津波の心配なしの旨を発表</td></tr>
<tr><td>０．２m未満の海面変動が予想されたとき（追加）</td><td>高いところでも０．２m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</td></tr>
<tr><td>津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき（追加）</td><td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表</td></tr>
</table>
(略)
</td>
<td>
との対応付けができている他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。
(略)
イ　津波情報の留意事項等
(ｱ)津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
・　津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては１時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
(略)
(3)　津波予報
(略)
津波予報の発表基準と発表内容
<table>
<tr><th></th><th>発表基準</th><th>発表内容</th></tr>
<tr><td rowspan="3">津波予報</td><td>津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）</td><td>津波の心配なしの旨を発表</td></tr>
<tr><td>０．２m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）</td><td>高いところでも０．２m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</td></tr>
<tr><td>津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）</td><td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表</td></tr>
</table>
(略)
</td>
<td></td>
</tr>
</table>

P. 30 第６章 第２節	１　気象、高潮及び洪水に関する予報・警報伝達系統図 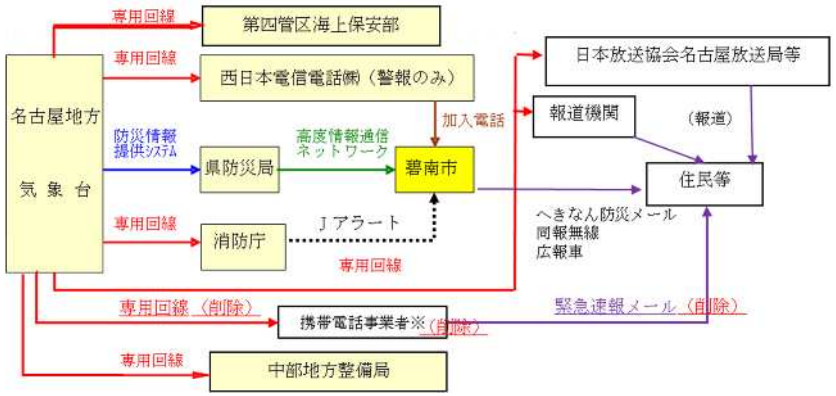 ~~※　緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。~~ 愛知県から市、市から住民への経路及び日本放送協会名古屋放送局から住民への経路は、特別警報が発表された際に、通知又は周知の措置が義務づけられている。 （略）	１　気象、高潮及び洪水に関する予報・警報伝達系統図 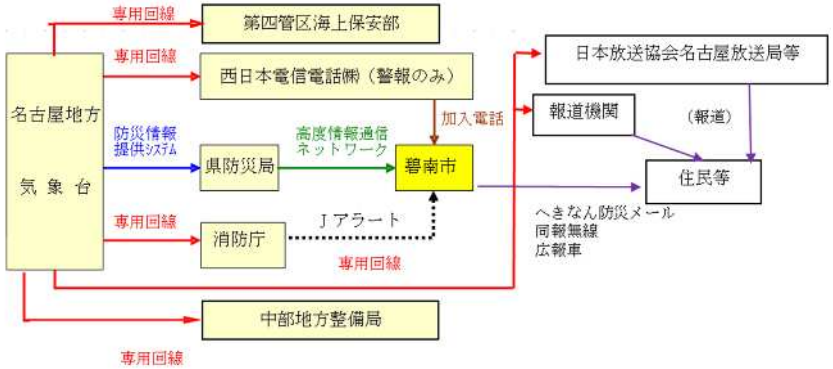 （削除） 愛知県から市、市から住民への経路及び日本放送協会名古屋放送局から住民への経路は、特別警報が発表された際に、通知又は周知の措置が義務づけられている。 （略）	県計画の記載に合わせ修正（警報等伝達系統の変更）
P38 第９章 第２節	第二節　水位情報の周知を行う（追加）・海岸及びその区域 （略） （追加）	第二節　水位情報の周知を行う河川・公共下水道等・海岸及びその区域 （略） ３　市長が指定した公共下水道等 本市には水位周知下水道に指定された公共下水道等はない。	県計画の記載に合わせ修正

P.45、47 第１０章 第１節	２　愛知県水防テレメータシステム （略） （2）構成 （略） ［水位局93局］ ［潮位局　8局］ 計　159局 （略） （愛知県水防テレメータシステムの他に、危機管理型水位計を１８０基設置している。） （略） ７　水位観測を行う河川・海岸 （1）市及び衣浦東部広域連合（碧南消防署）は出動準備体制になったとき、巡視を実施する中で(追加)河川の観測所の水位について観測を行う。併せて、河川情報システム及び県設置のテレメーターで観測を行い、下記の事項を災害対策本部に報告する。なお、巡視を実施する中で行う河川の観測所の水位観測については必要に応じ水防団（消防団）に引継ぐことができる。衣浦港の潮位についても、テレメーター観測を行うとともに関係機関と密接な連絡をとりその状況を把握し、災害対策本部へ報告する。 （略）	２　愛知県水防テレメータシステム （略） （2）構成 （略） ［水位局95局］ ［潮位局　8局］ 計　161局 （略） （愛知県水防テレメータシステムの他に、危機管理型水位計を１８０局設置している。） （略） ７　水位観測を行う河川・海岸 （1）市及び衣浦東部広域連合（碧南消防署）は出動準備体制になったとき、巡視を実施するとともにテレメータ以外の河川の観測所の水位について観測を行う。併せて、河川情報システム及び県設置のテレメータで遠隔情報を取得し、下記の事項を災害対策本部に報告する。なお、巡視を実施する中で行う河川の観測所の水位観測については必要に応じ水防団（消防団）に引継ぐことができる。衣浦港の潮位についても、遠隔観測を行うとともに関係機関と密接な連絡をとりその状況を把握し、災害対策本部へ報告する。 （略）	表記の修正
P48	（2）水位観測を行う河川 ※は水防警報発令基準水位を表す。　（水位はT.P.）	（2）水位観測を行う河川 ※は水防警報発令基準水位を表す。　（水位はT.P.）	

P49

水系	河川名	観測所名	※水防団待機水位	※氾濫注意水位	※出動水位	避難判断水位	※氾濫危険水位	堤防高	設置場所	観測担当	河川管理者
矢作川	矢作川	米津	4.90m	6.00m	7.50m	9.90m	10.30m	12.0m	西尾市米津町	防災課（河川情報システム等による観測）	国土交通省
		碧南	－	－	－	－	－	6.08m	碧南市港南町	第３分団第３分隊	
高浜川	油ケ淵	油ケ淵	（市独自基準）1.10m	（市独自基準）1.10m	（市独自基準）1.30m	－	1.40m	3.00m	碧南市金山町	防災課（河川情報システム等による観測）第１分団第１分隊	県
	高浜川	衣ケ浦	－	－	－	－	3.65m	4.00m	高浜市田戸町	防災課（テレメーター等による観測）	
		高浜川水門内	0.90m	0.90m	－	－	1.40m	3.00m	碧南市丸山町	防災課（河川情報システム等による観測）第６分団第６分隊	
		高浜川水門外	1.10m	1.10m	－	－	3.65m	4.00m	碧南市丸山町	防災課（河川情報システム等による観測）第６分団第６分隊	
	長田川	ポンプ場 吹上	－	－	－	－	－	3.00m	碧南市吹上町	下水道課	
	新川	ポンプ場 新川	－	－	－	－	－	2.48m	碧南市新川町	下水道課	
	新川	浜尾橋	－	－	－	－	－	2.24m	碧南市堀方町	防災課（危機管理型水位計、河川情報システム等による観測）	

（略）

(3) 潮位観測を行う海岸

海岸名	観測所名	所在地	水防警報発令基準水位（標高）		観測担当
			準　備	出　動	
愛知県沿岸	衣浦港	半田市十一号地	T.P. 1.6m以上	T.P. 2.2m以上	消防署（テレメーター等による観測）

（略）

水系	河川名	観測所名	※水防団待機水位	※氾濫注意水位	※出動水位	避難判断水位	※氾濫危険水位	堤防高	設置場所	観測担当	河川管理者
矢作川	矢作川	米津	4.90m	6.00m	7.50m	9.90m	10.30m	12.0m	西尾市米津町	防災課（河川情報システム等による観測）	国土交通省
		碧南	－	－	－	－	－	6.08m	碧南市港南町	第３分団第３分隊	
高浜川	油ケ淵	油ケ淵	（市独自基準）1.10m	（市独自基準）1.10m	（市独自基準）1.30m	－	1.40m	3.00m	碧南市金山町	防災課（河川情報システム等による観測）第１分団第１分隊	県
	高浜川	衣ケ浦	－	－	－	－	3.65m	4.00m	高浜市田戸町	防災課（テレメーター等による観測）	
		高浜川水門内	0.90m	0.90m	－	－	1.40m	3.00m	碧南市丸山町	防災課（河川情報システム等による観測）第６分団第６分隊	
		高浜川水門外	1.10m	1.10m	－	－	3.65m	4.00m	碧南市丸山町	防災課（河川情報システム等による観測）第６分団第６分隊	
	長田川	ポンプ場 吹上	－	－	－	－	－	3.00m	碧南市吹上町	下水道課	
	新川	ポンプ場 新川	－	－	－	－	－	2.48m	碧南市新川町	下水道課	
	新川	浜尾橋	－	－	－	－	－	2.24m	碧南市堀方町	防災課（危機管理型水位計、河川情報システム等による観測）	

（略）

(3) 潮位観測を行う海岸

海岸名	観測所名	所在地	水防警報発令基準水位（標高）		観測担当
			準　備	出　動	
愛知県沿岸	衣浦港	半田市十一号地	T.P. 1.6m以上	T.P. 2.2m以上	消防署（テレメータ等による観測）

（略）

P52 第１０章 第４節 P. 56-58	**第四節　水こう門・防潮扉・排水ポンプ場等の操作** （略） ◆資料編（資料９）水門、樋門、樋管、土木関係所在地 １　水門、樋門、防潮扉 （略） （3）高浜川水門操作規則（抜粋） 第１章　総則 （操作の目的） 第２条　水門の操作は、高浜川における高潮(追加)の防御及び洪水の円滑な疎通を図ることを目的とする。 （略） 第２章　水門操作の方法 （高潮時(追加)又は洪水時における操作の方法） 第４条　愛知県知立建設事務所長（以下「所長」という。）は、高浜川において高潮(追加)若しくは洪水が発生し、又は発生する恐れがあるときは、次の各号(追加)に定めるところにより、水門を操作するものとする。 一　外水位がＴ．Ｐ．＋１．１ｍに達し、又は達する恐れがあり、かつ、外水位が内水位より高い、又は逆流の発生する恐れがあるときは、全ての主ゲートを閉じるものとする。ただし、内水位がＴ．Ｐ．＋１．１ｍに達したときは、全ての常時排水ゲートを開くものとする。 二　内水位がＴ．Ｐ．＋１．１ｍに達し、又は達する恐れがあり、かつ、内水位が外水位より高いときは、全ての主ゲート及び常時排水ゲートを開くものとする。 三　外水位及び内水位がＴ．Ｐ．＋１．１ｍに達する恐れがないときは、全ての主ゲートを開き、全ての常時排水ゲートを閉じるものとする。ただし、内水位が外水位より高いときは常時排水ゲートを開くことができるものとする。 (追加)	**第四節　水こう門・防潮扉・排水ポンプ場等の操作** （略） ◆資料編（資料９）重要工作物位置図 １　水門、樋門、防潮扉 （略） （3）高浜川水門操作規則（抜粋） 第１章　総則 （操作の目的） 第２条　水門の操作は、高浜川における高潮及び津波の防御並びに洪水の円滑な疎通を図ることを目的とする。 （略） 第２章　水門操作の方法 （高潮時、津波時又は洪水時における操作の方法） 第４条　愛知県知立建設事務所長（以下「所長」という。）は、高浜川において高潮、津波若しくは洪水が発生し、又は発生する恐れがあるときは、次の各号及び運用規定に定めるところにより、水門を操作するものとする。 一　外水位がＴ．Ｐ．＋１．３ｍに達し、又は達する恐れがあり、かつ、外水位が内水位より高い、又は逆流の発生する恐れがあるときは、全ての主ゲートを閉じるものとする。ただし、内水位がＴ．Ｐ．＋１．１ｍに達したときは、全ての常時排水ゲートを開くものとする。 二　内水位がＴ．Ｐ．＋１．１ｍに達し、又は達する恐れがあり、かつ、内水位が外水位より高いときは、全ての(削除)常時排水ゲートを開くものとする。 三　外水位がＴ．Ｐ．＋１．３ｍ、内水位がＴ．Ｐ．＋１．１ｍに達する恐れがないときは、全ての主ゲートを開き、全ての常時排水ゲートを閉じるものとする。ただし、内水位が外水位より高いときは常時排水ゲートを開くことができるものとする。 四　津波警報又は大津波警報（以下「津波警報等」という。）が発表された場合は、速やかに全ての主ゲートを閉じるものとする。 五　津波警報等が解除された場合は、水位状況を監視し、第一号から第三号に掲げる操作を行うものとする。 六　第一号から前号までの規定にかかわらず、操作に従事する者の	碧南市各部局における活動の反映等（情報の更新等） 県計画の記載に合わせ修正（操作規則の改正及び掲載する規則の追加）

	（略） （ゲートの操作順序） 第６条　ゲートを開く操作は、２号常時排水ゲート、１号常時排水ゲート、３号常時排水ゲート、２号主ゲート、１号主ゲート及び３号主ゲートの順序に行うものとする。 ２　ゲートを閉じる操作は、前項の逆の順序に行うものとする。 ３　前二項の場合においては、水門の上下流の水位に急激な変動を生じないようにするものとする。 （操作の方法の特例） 第７条　所長は、点検、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要な限度において、前３条に規定する方法以外の方法により水門を操作することができる。 （追加）	安全が確保されない場合は、閉門操作又は開門操作を行わない。 ２　操作を行う際は、操作の完了時に所長に報告するものとする。ただし、やむを得ない事情により報告することができないときはこの限りではない。 （略） （削除） （操作の方法の特例） 第６条　所長は、点検、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要な限度において、前２条に規定する方法以外の方法により水門を操作することができる。 （操作に従事する者の安全の確保） 第７条 操作に従事する者は、安全の確保のために以下により退避するものとする。 一 津波発生時、操作に従事する者は、退避開始時刻を経過する前に、操作を完了又は中止し、安全な場所に退避するものとする。なお、退避開始時刻は気象庁の発表する津波到達予想時刻等を基に算するものとする。 二 高潮時、操作に従事する者は、気象状況等のため操作を安全に行えなくなる以前に操作を完了し、安全な場所に退避するものとする。なお、水門等の操作を継続する必要がある場合も、自己の安全確保を優先するものとする。 ２ 操作に従事する者は、出動前に、安全に操作・退避するための情報を確認するものとする。 ３ 操作に従事する者は、出動後は、安全に操作・退避するために、あらかじめ定められた連絡体制のもとで活動するものとする。	

	（操作の記録） 第８条　所長は、水門を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。 一　操作の開始及び終了の年月日及び時刻 二　気象及び水象 三　操作の内容 四　前条に該当するときは、その事由 五　その他参考となるべき事項	４　前３項に定めるほか、操作に従事する者は、自身の安全が確保されないと判断する場合は、安全な場所に退避するものとする。 ５　操作に従事する者は、安全な場所に退避を完了した際は、直ちに所長に報告するものとする。ただし、やむを得ない事情により報告することができないときはこの限りでない。 ６　操作に従事する者が安全に操作・退避する際の参集場所及び退避場所並びに操作・退避に関する設定時間は、別に定める。ただし、退避経路の支障その他の災害時の状況によっては、この限りではない。 （通知） 第８条 所長は、水門を操作することにより、公共の利害に重大な影響が生ずると認められるときは、あらかじめ関係機関に通知するものとする。 （操作の記録） 第９条　所長は、水門を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。 一　操作の開始及び終了の年月日及び時刻 二　気象及び水象 三　操作の内容 四　第６条に該当するときは、その事由 五　その他参考となるべき事項	
P. 62 第１０章 第６節	２　避難指示等の方法 市長（又は知事）が避難指示等を行うときは、次の方法により周知を徹底し、実効性を有するものとする。 (1) 避難指示等である旨、避難先、避難経路、避難方法その他必要事項を簡潔に明示する。 (2) 同報無線による放送等音声による方法は、雨音や風音に紛れて聞こえにくい可能性があることに留意する。	２　避難指示等の方法 市長（又は知事）が避難指示等を行うときは、次の方法により周知を徹底し、実効性を有するものとする。 (1) 避難指示等である旨、避難先、避難経路、避難方法その他必要事項を簡潔に明示する。 (2) 同報無線による放送等音声による方法は、雨音や風音に紛れて聞こえにくい可能性があることに留意する。	表記の修正

	(3) 視力障害者、聴力障害者等にも周知されるよう伝達方法を工夫する。 (4) 高齢者・幼児等の要配慮者の救出方法を事前に策定しておく。	(3) 視力障害者、聴力障害者等にも周知されるよう伝達方法を工夫する。 (4) 高齢者・幼児等の要配慮者の避難方法を事前に策定しておく。	